

令和4年度 第2回 佐久市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和5年2月7日（火）

午後1時00分～

場所：佐久消防署3階 講堂

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 協議事項

(1) 地域包括支援センター運営関係

地域包括支援センター評価事業 評価結果について 【資料No. 1】

(2) 地域包括ケア関係

今後の第1層協議体の運営について 【資料No. 2】

(3) その他

4 事務連絡

5 閉会

佐久市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日 (敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考
識見者	和 田 裕 一	社会福祉法人佐久福寿園理事長
識見者	菊 池 小 百 合	佐久大学信州短期大学部教授
医師会	岡 田 稔	佐久医師会監事
歯科医師会	野 村 裕 行	佐久歯科医師会副会長
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会会長
区長会	池 田 喜 忠	佐久市区長会理事 (中佐都地区会長)
社会福祉協議会	小 林 光 男	佐久市社会福祉協議会会長
民生児童委員協議会	池 田 鐘 三	佐久市民生児童委員協議会 副会長(浅間地区会長)
民生児童委員協議会	青 木 美 佐 子	佐久市民生児童委員協議会 副会長(臼田地区会長)
保健補導員会	鷹 野 香	佐久市保健補導員会理事
栄養士会	柳 沢 喜 美 子	長野県栄養士会佐久支部支部長
シニアクラブ連合会	井 出 進	佐久市シニアクラブ連合会会長
介護職域代表	金 箱 明 美	居宅介護支援事業者連絡協議会会長

令和4年度 第2回佐久市地域包括支援センター運営協議会 席次表

佐久消防署3階 講堂

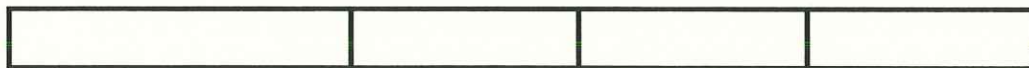
岡田稔 会長
佐久医師会監事



池田鐘三 委員 佐久市民生児童委員協議会副会長
青木美佐子 委員 佐久市民生児童委員協議会副会長
鷹野香 委員 佐久市保健補導員会理事
柳沢喜美子 委員 長野県栄養士会佐久支部支部長
井出進 委員 佐久市シニアクラブ連合会会長
金箱明美 委員 居宅介護支援事業者連絡協議会会長

和田裕一 委員 社会福祉法人佐久福寿園理事長
菊池小百合 委員 佐久大学信州短期大学部教授
野村裕行 委員 佐久歯科医師会副会長
今牧健之 委員 佐久薬剤師会会長
池田喜忠 委員 佐久市区長会理事
小林光男 委員 佐久市社会福祉協議会会長

事務局



佐藤 (加) 佐藤 (千) 小山 係長 吉江 補佐 井出 課長 三石 部長 相良 支所長 遠藤 支所長 比田井 企画幹



坂本 藤田 佐々木 仁科 由井 白石
佐久平・浅間 包括 岩村田・東 包括 中込 包括 野沢 包括 臼田 包括 浅科・望月 包括



傍聴席



地区担当保健師

佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (平成17年9月28日告示第181号)

最終改正:平成28年2月17日告示第9号

改正内容:平成28年2月17日告示第9号 [平成28年4月1日]

○佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年9月28日告示第181号

改正

平成22年3月29日告示第53号

平成28年2月17日告示第9号

佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るため、佐久市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 生活支援等サービスの体制整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアの向上のため必要と認められること。

(承認に係る事項)

第3条 前条第1号に規定する承認に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (4) センターの予防給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保するため必要と認められる事項

(センターからの書類の受領及びセンターの事業の評価)

第4条 運営協議会は、センターの運営に関する協議に資するため、毎年度、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類
- 2 運営協議会は、前項に規定する書類及び次に掲げる事項を勘案して作成する基準に基づき、定期に又は必要な時に、センターの事業の内容を評価するものとする。
- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
 - (2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
 - (3) センターが作成するケアプランにおいて、提供するサービスが適正であるか。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(センターの職員の確保)

第5条 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、地域の関係団体等との間において調整を行う。

(組織)

第6条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第9条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 運営協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日告示第9号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

令和4年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果について

1 事業概要

(1)概要

ア 方針

地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務状況等を把握・評価し、あわせて市の関わりについて点検する。市及びセンターは、評価結果をもとにセンター業務の質の向上のために必要な改善を図る。これにより、センターの機能強化を推進する。

イ 根拠法令

介護保険法第115条の46第4項及び第9項

ウ 評価対象期間

令和4年4月1日～9月30日

エ 評価方法

6ページ「評価方法」のとおり

(2)実施の流れ

ア センターが上記評価対象期間中の活動に関し、「自己評価シート」に沿って自己評価を実施し、市へ提出する。

イ 市は、提出された「自己評価シート」に基づき、ヒアリングを行い、行政評価を実施する。

ウ 自己評価及び行政評価の結果を地域包括支援センター運営協議会に報告する。

エ センターは、自己評価及び行政評価の結果をもとに、業務改善やサービスの質の向上に努める。

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
包括	4/1 ～ 9/30	● 自己評価 シート提出	←業務改善→			←R5事業計画策定→	
市	評価 対象 期間		←ヒアリング→			● 行政評価通知・運営協議会へ報告	

評価方法

- ①自己評価 自己評価シートの「評価根拠」及び「課題及び今後の取組」を記載する。
評価項目ごとに3段階（※）の自己評価を行う。



②行政評価

◎基本的考え方

- 自己評価シートの「評価根拠」をもとに、佐久市地域包括支援センターとして求められる事業が実施できているかどうかを評価するとともに（絶対評価）、センター間の相互比較の観点も含めて（相対評価）、評価項目ごとに3段階の行政評価を行う。
- 行政評価にあたり、第1段階として書類審査、第2段階としてヒアリングを実施する。

書類審査の実施方針

- 自己評価シートの必須項目である「評価根拠」の記載内容に沿って評価を行い、必要に応じて「課題及び今後の取組」の記載を加味する。
- 客観性のある行政評価を行うため、以下の視点に基づいて行う。
 - ・取組や記述の有無
 - ・取組や記述の具体性
 - ・取組件数等（高齢者人口比等を勘案）の比較 等

ヒアリングの実施方針

- 書類審査を補完し、行政評価の参考とするため、自己評価において記載された事項の正しさの検証や、好事例や課題の内容把握等の観点から、以下の事項についてヒアリングを行う。
- ・好事例・課題の詳細、事業計画の確認
 - ・各種帳票等（個人情報管理・苦情対応マニュアル、居宅委託先一覧表等）の確認
 - ・自己評価を通じての感想 等

※評価区分

区分	程度	内容例
1	できなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・着手しなかった ・評価指標は達成したが期日が遅れた ・評価指標の内容に満たない水準であった ・評価指標の数値を下回った ・業務を適正に処理できなかった
2	できた	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標の期日、内容どおりに達成した ・評価指標の数値とほぼ同じであった ・おおむね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった
3	よくできた	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標を達成し、大きな成果を上げた ・期日より早めに評価指標を達成した ・目標に明記した数値を上回った

2 行政評価結果

(1) 総括

ア 各地域包括支援センターにおいて、昨年度までの評価結果を踏まえ、改善の取組が行われていた。

取組例 「休日・夜間の相談対応マニュアル」・「苦情対応マニュアル」の整備、サービス選定における「紹介先事業所」の記録の徹底、職員交代の際の適正な引継ぎ

イ 他地域包括支援センターの好事例を参考にした取組もあった。

取組例 提出書類のチェックリストの作成、社会資源情報の整備（社会資源マップ、デマンドタクシー停留所一覧 など）、独自に作成した周知チラシの配布・回覧

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訪問活動や地域づくり等の取組に制約があるなか、工夫した取組が見られた。

取組例 オンラインの活用による会議開催、地域包括支援センター主催のサロン・認知症サポーター養成講座の開催

(2) 評価後の取組

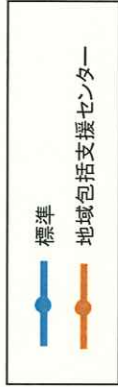
ア ヒアリングにおいて、いくつかの地域包括支援センターから事務負担軽減についての要望を受けたため、負担軽減策の検討を進めている。

イ 行政評価は、2月初旬に各地域包括支援センターへ通知した。地域包括支援センターは、業務改善が必要な部分について、順次改善に着手するとともに、評価結果を踏まえて令和5年度の事業計画を策定する。

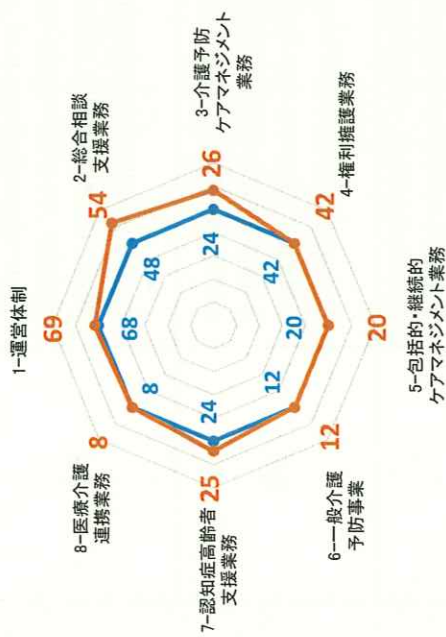
※8～9ページ：評価結果【概要版】

別冊資料：各包括の評価結果

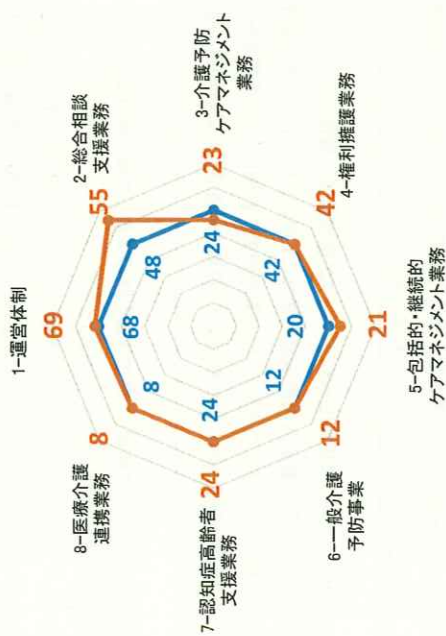
令和4年度佐久市地域包括支援センター評価結果【概要版】



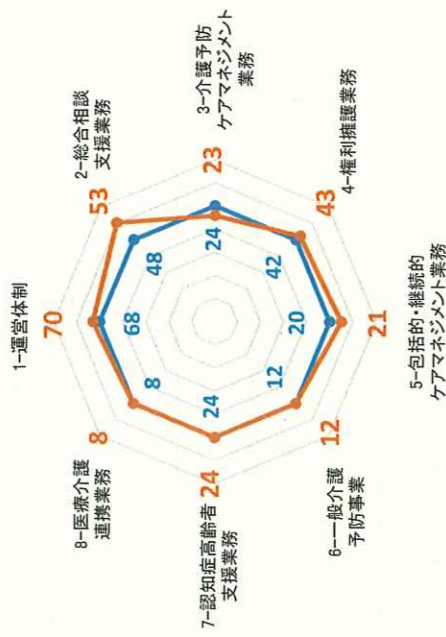
佐久平・浅間



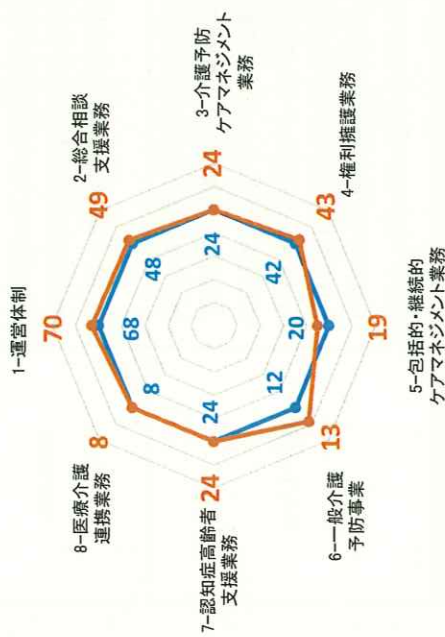
岩村田・東



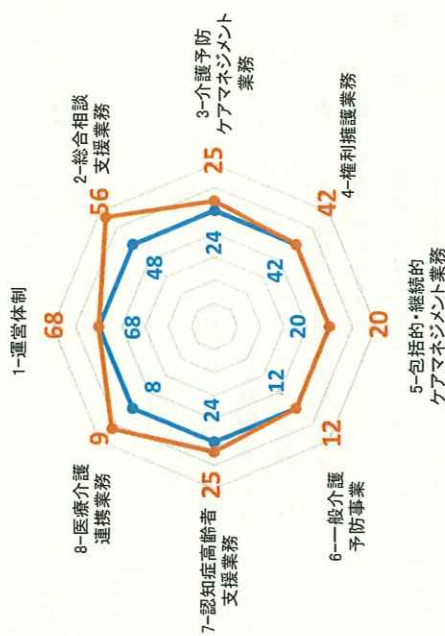
中込



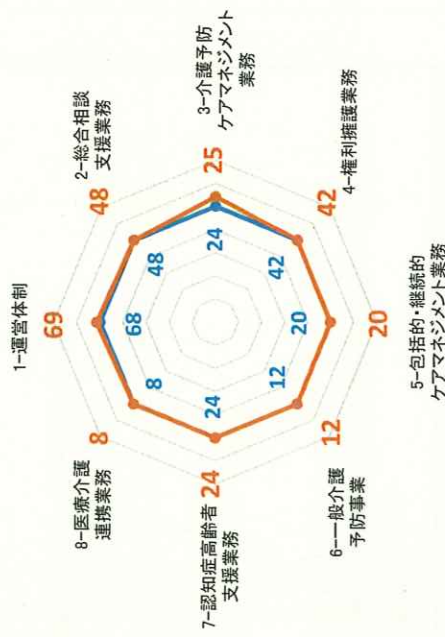
野沢



臼田



浅科・望月



地域包括支援センター	
<p>佐久平・浅間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正確かつ能率的に事務を行う工夫(提出物の期日管理、相談記録内容の確認、事務員の配置)により、適正な事務処理がされている。 ・相談内容の正確な記録のため独自の相談記録票を作成した。これにより相談内容を的確に把握・分類することができ、適切な緊急性の判断や初期対応を取ることができている。 ・包括の周知のため、担当圏域内の区長宅への訪問、サロン未開催地区や包括への相談が少ない地区へチラシの全戸配布を行った。 ・包括主催の認知症サポーター養成講座を商業施設や薬局で開催した。 ・包括主催のサロンを立ち上げ、高齢者の居場所づくりの取り組みを進めた。 ・月例の所内会議では、法人職員も参加し、業務実施にあたりバックアップが得られている。 ・職員の業務量の偏りが生じないよう、業務分担の見直しを図ってください。
<p>岩村田・東</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括内で勉強会を企画し、資質の向上に努めている。 ・地域資源の発掘を積極的に行っており、資源同士のマッチングにより、「寺ヨガ」の立ち上げや若年性認知症の方の有償ボランティアの仕組み作りを行った。 ・地域課題の分析から資源開発へ結び付けける企画力に優れている。 ・前例にとられない柔軟なアイデア、職員間のコミュニケーションの良さが活発な地域活動支援に結びついている。
<p>中込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の実態把握を行うため、地区ごとに独居世帯を抽出し、訪問対象者のリストを作成した。今後、リストを活用した訪問の取り組みの進展を期待する。 ・各種会議のオンラインによる開催、地区回覧板による包括の周知、「まちの縁側講座」のその後の会(中込縁側の会)の開催、訪問リストによる訪問は、他包括に先駆けて実施したものである。今後も創意工夫した取り組みに期待する。 ・配置基準を上回る職員が安定的に配置されている。今年度は、人事異動に備えて生活支援コーディネーターを2名配置し、業務の引継ぎを行った。 ・月例の所内会議では、法人職員も参加し、業務実施にあたりバックアップが得られている。
<p>野沢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から関係機関とのネットワーク作りに取り組んでおり、構築されたネットワークが個別支援に機能している。 ・介護支援専門員のサポートは、利用者宅への同行訪問や事業所の会議へ参加して助言を行うなど介護支援専門員のニーズに沿った丁寧に行っている。 ・事務所移転を控えているため、引き続き包括の周知を図っていただきたい。移転を機会に計画している事業もあることから、更なる地域との関係性の深化を期待する。 ・地区の情報や課題は分析されているため、その課題解決に向けて地域包括ケア協議会等を通じた具体的取り組みを期待する。
<p>臼田</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括の周知や社会資源の把握のため地域活動へ積極的に参加し、参加回数を昨年度から大幅に伸ばした。 ・把握した社会資源の情報は、今年度再整理され、更に活用しやすいものになった。 ・認知症等による徘徊リスクの高い利用者について、介護支援専門員に毎月状況を確認し、適切な支援を行うなど継続的なサポートを行っている。 ・地域ケア会議の開催が少なかった。今年度から開催基準を見直したことから、今後は積極的な開催を期待する。
<p>浅科・望月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントにおいて、サービス事業所の紹介件数を毎月点検することにより、公正・中立性に配慮した事業所の選定を行っている。 ・「まちの縁側講座」開催後、生活支援体制整備事業への取り組みが活発である。浅科、望月の各地区で世代間交流の構想を練っている。今後も継続的な活動により、構想の実現を期待する。 ・月例の所内会議では、法人職員も参加し、業務実施にあたりバックアップが得られている。 ・年度途中の職員変更は利用者等への影響が大きいことから、極力変更のないよう、安定した職員配置に努めていただきたい。

地域包括ケア関係 「今後の第1層協議体の運営について」

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重要な要介護状態とも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が規模いで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの姿

地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築を目指して、圏域ごと協議体を設置しています。

❖ 協議体の目的：

定期的な情報の共有・連携強化の場

※引用：総合事業ガイドライン

*協議体の役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握
(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 情報の見える化の推進
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場
- 働きかけの場

※引用：総合事業ガイドライン

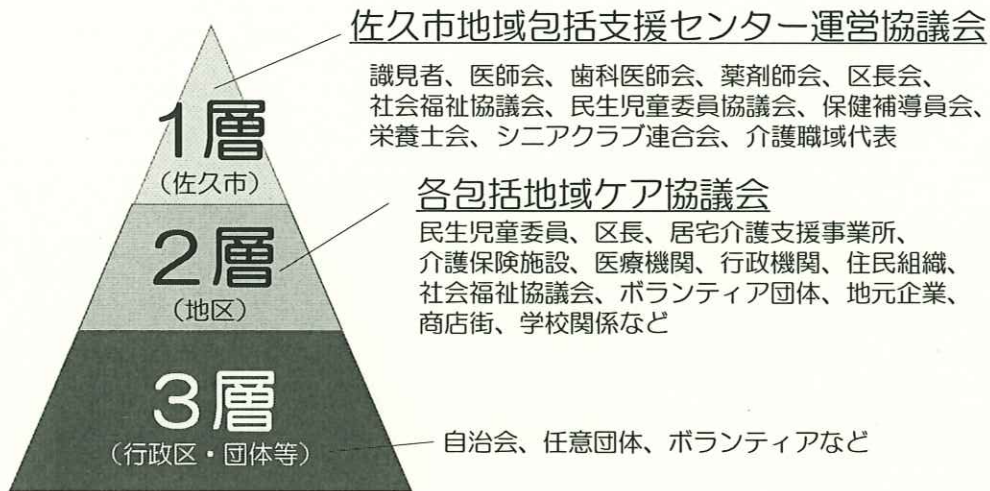
❖協議体とは 概要

*協議体の主な目的

- 地域課題について「話し合う」
- サービスや制度を「学ぶ」
- 課題の解決策を「提案する」
- 顔と顔が見える「関係を作る」

3層に分かれて
役割分担して進めています

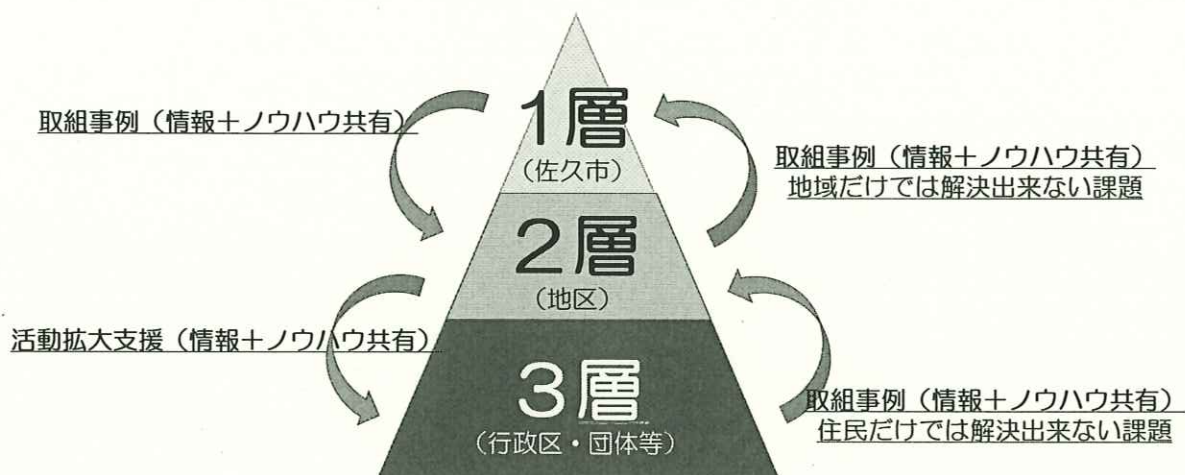
❖ 協議体とは 構成団体



❖ 協議体とは 各層の役割



❖ 協議体の第1層から第3層の連携の流れ

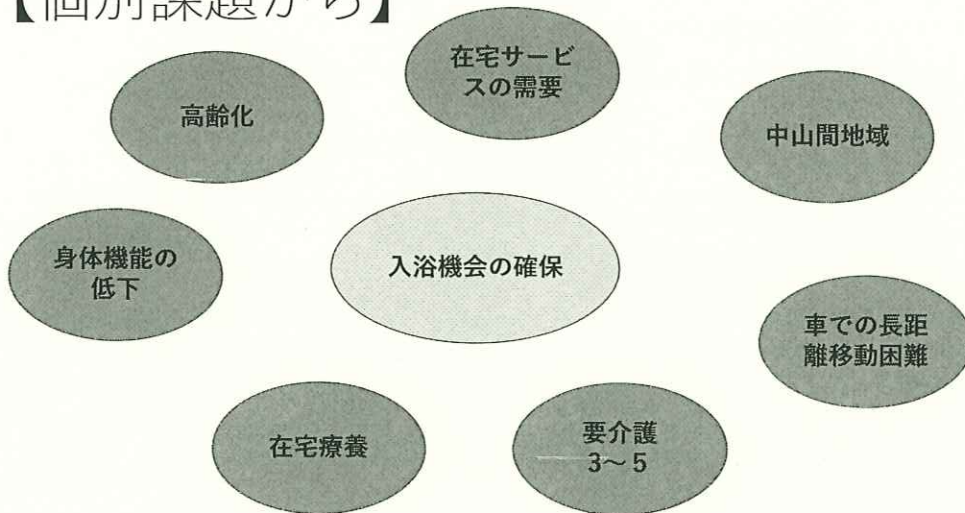


協議事例・・

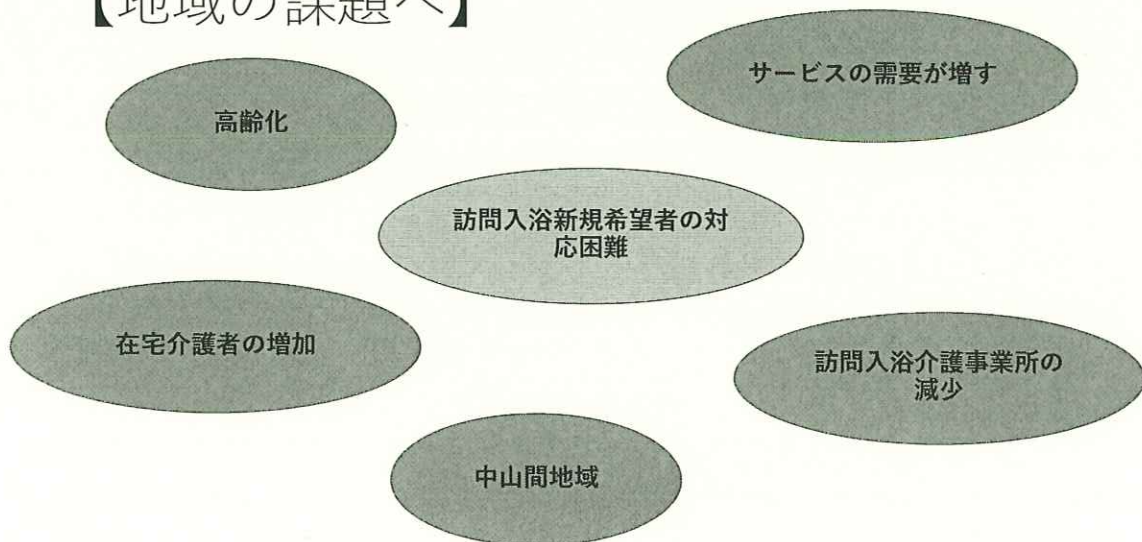
個別 (第3層) の課題から、地域 (第2層) の課題として検討
地域の中だけでは解決困難な事例を市全体の課題として
議題提出に至った事例



【個別課題から】



【地域の課題へ】



地域課題解決に向けた取り組み（方針）

個別の課題から地域の課題として提起

○訪問入浴介護を提供している事業所が、
中山間地域に対応しやすくなるような仕組みを整備したい。



第1層協議会にて、課題解決に向け協議を実施

第1層協議会 協議中・・・



介護職域代表

自分のできることをして
まずは、介護事業所が集まる会議で、この課題について共有します。
そこで意見交換して、解決方法の検討をします。

区長会で、他の地域の様子を聞いてみます。
他の地域での取り組み事例でうまくいったこと、
工夫していることなどを調べて、解決方法を一緒に考えます。



区長会

第1層協議会 協議中・・・



社会福祉協議会

地域のボランティア活動の状況を確認してみます。
ボランティアの仕組みで解決できることはないか
社会福祉協議会の中でも検討します。

地域の中で予防的にできることはないか。
介護予防の取組みがもっと活発になる方法はないか。
シニアクラブの活動を共有して、地区の活動に活かしてもらうのはどうか。



シニアクラブ連合会

第1層協議会にて、課題解決に向け協議を実施

- ・ 情報の共有
- ・ 地域での取組みについて状況を把握
- ・ 各委員の立場からできること、提案できることを検討
- ・ 解決方法の検討、立案、方針の策定
- ・ サービス・資源の開発や基盤整備

地域の中で解決が困難な場合、様々視点から課題解決に向け協議

➡ 地域へ協議内容を共有し解決方法の提案

➡ 市の施策へつなげる など・・・

今後の第1層協議体について

○各地域包括ケア協議会の報告、
取組み状況の共有、意見交換等

- - 第2層協議会から課題の提案があった場合、
第1層協議会で検討を実施
 - 課題提案がない場合、各地域の取組み事例の紹介や
進捗状況の共有、意見交換等を実施
他自治体の事例紹介、勉強会など